（航海用レーダー）

第百四十六条の十二　総トン数三〇〇トン以上の船舶、旅客船及び船の長さ（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）第一条第二項第二号の船の長さをいう。）が三五メートル以上のケープタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー（総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー）を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

２　（略）

（ジャイロコンパス）

第百四十六条の二十　総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

２　（略）

３　総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

（命令伝達装置）

第百四十六条の四十　国際航海に従事する船舶及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所（次項において「通常制御場所」という。）に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの一はエンジン・テレグラフでなければならない。

２　（略）

（機関部職員の呼出装置）

第百四十六条の四十一　国際航海に従事する船舶及び総トン数三、〇〇〇トン以上のケープタウン協定適用船には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

（舵角指示器等）

第百四十六条の四十三　総トン数五〇〇トン以上の船舶、国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向（可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ）並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラスターを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

（主電源）

第百八十三条の二　次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの一組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一～四　（略）

五　総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船

六　第一号、第二号及び前二号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船

（航海用レーダー）

第百四十六条の十二　船舶（総トン数三〇〇トン未満の船舶であつて旅客船以外のものを除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する航海用レーダー（総トン数三、〇〇〇トン以上の船舶にあつては、独立に、かつ、同時に操作できる二の航海用レーダー）を備えなければならない。ただし、国際航海に従事しない旅客船であつて総トン数一五〇トン未満のもの及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

２　（略）

（ジャイロコンパス）

第百四十六条の二十　総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

２　（略）

３　総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

（命令伝達装置）

第百四十六条の四十　国際航海に従事する船舶には、船橋から当該船舶の速力及び推進方向を通常制御する場所（次項において「通常制御場所」という。）に命令を伝達する二の装置を備えなければならない。この場合において、そのうちの一はエンジン・テレグラフでなければならない。

２　（略）

（機関部職員の呼出装置）

第百四十六条の四十一　国際航海に従事する船舶には、主機を制御する場所において操作することができる機関部の船舶職員を呼び出すための装置を備えなければならない。

（舵角指示器等）

第百四十六条の四十三　総トン数五〇〇トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数五〇〇トン未満の旅客船には、舵角指示器、プロペラの回転数及び回転方向（可変ピッチプロペラにあつては、そのピッチ）並びに推力を表示する表示器並びにサイドスラスターを有するものにあつてはその運転状態を表示する表示器であつて、その制御系統等について告示で定める要件に適合するものを備えなければならない。

（主電源）

第百八十三条の二　次に掲げる船舶の主電源は、二組以上の発電設備により構成され、かつ、そのうちの一組が故障した場合においても、前条の電気利用設備のうち管海官庁が指定するものに対し十分に給電することができるものでなければならない。

一～四　（略）

（新設）

五　第一号、第二号及び前号に掲げる船舶以外の機関区域無人化船